

マージン率等に係る情報提供

株式会社アイ・ドゥー

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。
(対象：令和7年度（令和6年7月～令和7年6月）)

記

- 1 派遣労働者の数 79人（1日平均）
- 2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 43社
- 3 労働者派遣に関する料金の平均額 15,326円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 4 派遣労働者の賃金の額の平均額 10,149円
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額
を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合
33.78%
- 6 教育訓練に関する事項
派遣法解説・マナー研修・安全衛生研修、製造業基礎、機械加工基礎、物流基礎、品質管理等
- 7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。
- 8 キャリア・コンサルティング相談窓口
後藤 允瑛 電話 058-213-5999
- 9 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
対象となる派遣労働者：雇入れ時・派遣中
訓練方法：OJT,OFF-JT
訓練費用負担：無償
賃金支給：有給

派遣労働者の接遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している(有効期間 2026年3月31日)

鋳物製造工、数値制御金属工作機械工、めっき工・金属研磨工、金属製品製造工、水産物加工工、
他の食品製造工、プラスチック製品製造工、倉庫作業員、旅館・ホテルフロント係